

一般社団法人日本社団爪道・鎌道・鞭道の称号・段級位審査規則

目 次

前文 爪道・鎌道・鞭道の称号・段位の実施について

第 1 章 総則

第 2 章 称号の審査

第 3 章 段位の審査

第 4 章 級位の審査

第 5 章 雑則

附則

前文 称号・段位の実施について

爪道・鎌道・鞭道(以下、爪道等という。)における称号・段位制度の実施は未来へ向けて、爪道等の普及・発展に重要な役割を果たすために行うものとする。

日本社団は今後とも、この制度を重視・活用して、爪道等の奨励と発展に役立たせていくこととしたい。

長期にわたっての爪道等の奨励と発展を図り、社会よりの理解を深め得る望ましい安定した制度と、適正な運用を確立することを目的とする。

第 1 章 総則

〔目的〕

第 1 条

この規則は、日本社団規則に基づき、爪道等の称号及び段級位の審査、授与等について定める。

〔最高位〕

第 2 条

称号、段級位を通じ、範士を最高位とする。

〔審査委員長〕

第 3 条

①段位の審査会に、審査委員長を置く。

②六段ないし八段の審査会の審査委員長は、日本社団理事の中から日本社団会長が任命する。

③初段ないし五段の審査会の審査委員長は、日本社団理事の中から日本社団会長が任命する。

〔審査員〕

第 3 条の 2

①称号の審査員は、日本社団会長が任命する。

②初段ないし五段の段位の審査員は、日本社団会長が任命する。

③六段ないし八段の段位の審査員は、日本社団会長が任命する。

〔審査会〕

第 4 条

第 3 条の 2 の規定より任命された審査員をもって、それぞれ称号または段位の審査会を構成する。

第2章 称号の審査

〔付与基準〕

第5条

称号は、錬士、教士、および範士とし、それぞれ次の各号の基準に該当する者に与えられる。

錬士は、術理に練達し、識見優良なる者

教士は、術理に熟達し、識見優良なる者

範士は、術理に通暁、成熟し、識見卓越、かつ、人格徳操高潔なる者

〔審査の方法〕

第6条

①錬士の審査は、別に定める実施要領による。

②教士の審査は、別に定める実施要領による。

③範士の審査は、別に定める実施要領による。

〔審査の可否〕

第7条

錬士、教士および範士の審査は、審査員の合意により合格とする。

〔範士修得の特例〕

第8条

日本社団会長は、範士八段修得者で、所要の審査を経なくとも、初期の段階で範士八段を修得している措置を講じる。これは貢献度による特例である。

①日本社団会長は、日本社団の創設者である。

②日本社団会長は、爪道等実技の修練を続けている。

③日本社団会長は、教士以下を指導している指導者である。

④日本社団会長は、範士八段として必要とされる形の指導法等の知識、実技を修得していること。

⑤日本社団会長は、武道家として実践してきた実績をもつ。

〔特別措置〕

第9条

爪道等の指導者は、所要の審査を経なくとも初期の段階で爪道等範士、教士、錬士のいずれかの称号を修得している措置を講じる。これは特別措置である。

第 3 章 段位の審査

〔付与基準〕

第 10 条

段位は、初段ないし八段とし、それぞれ次の各号の基準に該当するものに与えられる。

初段は、爪道等の基本を修習し、技倆良なる者

二段は、爪道等の基本を修得し、技倆良好なる者

三段は、爪道等の基本を修錬し、技倆優なる者

四段は、爪道等の基本と応用を修熟し、技倆優良なる者

五段は、爪道等の基本と応用に錬熟し、技倆秀なる者

六段は、爪道等の精義に錬達し、技倆優秀なる者

七段は、爪道等の精義に熟達し、技倆秀逸なる者

八段は、爪道等の奥義に通曉、成熟し、技倆円熟なる者

〔受審資格〕

第 11 条

段位を受審しようとする者は、次の各号の条件を満たさなければならない。

初段 一級受有者で、満 13 歳以上の者

二段 初段受有後 1 年以上修業した者

三段 二段受有後 1 年以上修業した者

四段 三段受有後 2 年以上修業した者

五段 四段受有後 3 年以上修業した者

六段 五段受有後 4 年以上修業した者

七段 六段受有後 5 年以上修業した者

八段 七段受有後 10 年以上修業し、かつ、年齢 40 歳以上の者

〔審査の方法〕

第 12 条

①初段ないし五段の審査は、実技、形および学科について行い、六段ないし八段の審査は面接および形について行う。

②学科の審査は、筆記試験により行う。

〔審査の合否〕

第 13 条

段位の審査は、審査員の合意により合格とする。

〔特別措置〕

第 14 条

爪道等の指導者は、所要の審査を経なくとも初期の段階で爪道等八段、七段、六段のいずれかの段位を修得している措置を講じる。これは特別措置である。

第 4 章 級位の審査

〔級位及び付与基準〕

第 15 条

級位は、一級から三級までとする。

〔審査方法等〕

第 16 条

一級から三級までの審査は、別に定める実技について行う。

第 5 章 雑則

〔情報の提供〕

第 17 条

日本社団会長は、必要に応じ、審査に関する情報を受審者に提供することができる。

〔審査料等〕

第 18 条

称号および六段以上の段位の審査料、並びに称号および段位の合格にともなう登録料については、日本社団に納入しなければならない。

〔証書の授与〕

第 19 条

日本社団会長は、称号または段位の審査に合格した者に対し、証書を授与する。

〔特別措置〕

第 20 条

所要の審査を経なくとも、初期の段階で爪道等の称号（範士、教士、錬士等）及び段位（八段、七段、六段等）を修得している爪道等の指導者に対しては、日本社団会長は、証書を授与する措置を講じる。これは特別措置である。

附則

〔施行期日等〕

この規則は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

②その他の武道の称号および段位の審査に関しては、新たな規則が制定されるまでの間、保留とする。